

処 分 基 準

B - e - 3 8

平成 2 9 年 4 月 1 日 作成

法 令 名 :	道路交通法
根 拠 条 項 :	第 1 0 8 条 の 3 1 第 4 項
処 分 の 概 要 :	都道府県交通安全活動推進センターの指定の取消し
原権者 (委任先) :	愛知県公安委員会
法 令 の 定 め :	<ul style="list-style-type: none">・ 道路交通法第 1 0 8 条 の 3 1 (都道府県交通安全活動推進センター)
審 査 基 準 :	<ul style="list-style-type: none">・ 基準等が「法令の定め」に尽くされているから。
問 い 合 わ せ 先 :	警察本部交通総務課交通死亡事故抑止総合戦略室 (0 5 2 - 9 5 1 - 1 6 1 1 内 線 5 0 3 3)
備 考 :	